

基礎率		厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	備考
加入年齢分布率	性別・年齢別	○	○ (新規加入者発生割合)	○	○ (初任年齢分布)	○	私学は初任年齢グループ別
総脱退力	性別・年齢別	○	○ (総脱退率)	○ (総脱退率)	○	○	私学は初任年齢グループ別、加入年数別
(公務外)死亡脱退力	性別・年齢別	○	○ (公務外死亡力)	○ (公務外在職死亡力)	○ (死亡力)	○	
公務上死亡脱退力	性別・年齢別	○	○ (公務上死亡力)	○ (公務等在職死亡力)	○	○	
(公務外)障害年金発生日	性別・年齢別	○	○ (公務外障害共済年金発生日)	○ (公務外障害発生日)	○	○	
公務上障害年金発生日	性別・年齢別	○	○ (公務上障害共済年金発生日)	○ (公務等障害発生日)	○	○	
障害一時金発生日	性別・年齢別	○	○	○	○	○	
標準報酬指数	性別・年齢別	○	○	○ (給料指数)	○	○	私学は初任年齢グループ別、加入年数別
ボーナス支給割合	性別・年齢別	○	○ (報酬年額に対する期末手当等の割合)	○ (期末手当等の割合)	○ (年収の対月収比率)	○	私学は初任年齢グループ別、加入年数別
年収の対月収比率調整率	年次別	○	○	○	○	○	
納付率		○	○	○	○	○	
免除率		○	○	○	○	○	
年金失権率	性別・年齢別・年金種別別	○	○	○	○	○	地共は退職、遺族については年度別
有遺族率	年齢別	○	○	○	○	○ (遺族年金発生割合)	厚年は性別・年金種別別 国共、地共、私学は性別
被保険者であった者と遺族年金受給権者の年齢相関	性別・年齢別	○	○ (遺族の年齢)	○ (配偶者との年齢差)	○ (夫婦年齢差、親子年齢差)	○	
受給権者一人当たり加給年金対象者数割合	性別・年齢別	○	○ (被扶養配偶率)	○	○ (配偶者加給の対象者率)	○ (加算割合)	厚年、国年は年金種別別
障害共済年金の加給年金対象率	性別	○	○	○	○	○	
障害年金等級割合		○	○	○	○ (障害年金発生日等割合)	○ (障害基礎年金の等級割合)	厚年、国共、私学は性別 国年は年金種別別
有子割合	年齢別	○	○	○	○	○	
再加入率	性別・年齢別	○	○	○	○	○	
再加入者平均標準報酬	性別・年齢別	○	○	○	○	○	
新規加入者平均標準報酬	性別・年齢別	○	○	○	○	○	
年金停止率		○	○ (在職老齢年金受給割合)	○	○	○	厚年、私学は性別・年齢別 国共は性別
有3号率	性別・初任年齢グループ別・加入年数別	○	○	○	○	○	
2号、3号対象者調整率	性別	○	○	○	○	○	
経済的要素		厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	備考
物価上昇率		○	○	○	○	○	
賃金上昇率		○	○	○	○	○	
運用利回り		○	○	○	○	○	

- 注1. 厚年、国年については、「性別」は、被保険者種別とみなす。
 2. 年金種別とは、厚年、国共済、地共済、私学共済については老齢(老齢相当、通老相当)、障害、遺族を指す。また、国年については老齢基礎、旧法老齢、障害基礎、旧法障害、遺族基礎、旧法遺族の各年金と死亡一時金を指す。

②基礎数の作成方法とそのデータ

被保険者に関する項目（被保険者数、平均標準報酬月額等）について、厚生年金、国共済、地共済は年齢別に作成しているが、私学共済は年齢別ではなく、被保険者となった年齢で10のグループ（19歳(19歳以下)、22歳(20～24歳)、27歳(25～29歳)、32歳(30～34歳)、37歳(35～39歳)、42歳(40～44歳)、47歳(45～49歳)、52歳(50～54歳)、57歳(55～59歳)、63歳(60歳～69歳)：初任年齢グループ）に分けて作成している。これは、初任年齢によって脱退や報酬の傾向が異なることに着目した、私学共済独自の推計方法で、年齢階級別に行うよりも正確に推計が可能になると考えられる。このように、制度独自の状況を織り込んで推計することは有用である。

また、待期者に関する項目をみると、厚生年金、国共済は標準報酬に関する項目があるが、地共済、私学共済にはない。一方、年金額については、地共済、私学共済にはあるが、厚生年金、国共済にはない。これは、厚生年金、国共済は、待期者が受給権者になる段階で年金額を計算するのに対し、地共済、私学共済は、被保険者が待期者になる段階で、あらかじめ年金額を計算しておくという、推計方法の違いによるものである。

基礎数の設定方法について、制度ごとに比較したのが図表 5-2-2 である。データの使用年度についてみると、厚生年金、国民年金は平成 13 年度末の、国共済、地共済は平成 14 年度末の、私学共済は平成 15 年度末の個票、調査を用いている。これは、財政再計算を行う時期が制度によって異なるため、最も新しいデータを基礎として用いた結果、使用年度が制度によって異なることとなっている。

基礎数の設定方法は、大きく分けて被保険者に係るもの、待期者に係るもの、受給権者に係るものに大別され、次のとおりである。

(図表 5-2-2) 基礎数の設定方法

	内容	使用年度	出所	抽出方法	作成方法
被 保 険 者	厚生年金 被保険者種別・年齢別・ 被保険者期間別	13年度末	個票	100分の1 抽出	被保険者種別別に被保険者数が実績に一致するよう補正
	国共済 性別・年齢別・組合員期間別	14年度末	動態統計調査	2割抽出	14年度末の調査対象者に合計が実績値に合うよう抽出倍率を乗じて作成した。
	地共済 性別・年齢別・組合員期間別	14年度末	組合員等 現況調査	20分の1 抽出	実績の人数等に母集団復活させた。
	私学共済 性別・初任年齢グループ別・ 加入年数別	15年度末	個票	全数	
	国民年金 被保険者種別・年齢別・ 被保険者期間別	13年度末	個票	100分の1 抽出	被保険者種別別に被保険者数が実績に一致するよう補正
待 期 者	厚生年金 被保険者種別・年齢別・ 被保険者期間別	13年度末	個票	100分の1 抽出	次の1～3を行った上で、抽出倍率の逆数を乗じて作成 1 70歳以上の受給待期者の削除 2 死亡推定者のデータの削除 受給待期者の最終資格記録時点の年齢からデータ基準年度末時点の年齢までの死亡確率を求め、これを用いて受給待期者の記録を削除する。 3 1人で複数の記録を所有する者と推定される者の記録の接合 新規規定者の平均被保険者期間の実績と基礎数作成に用いる被保険者・受給待期者のデータにおける平均被保険者期間が滑らかに接続するよう被保険者期間の重複が全くないデータ同士を接合させる。
	国共済 性別・年齢別	14年度末	年金受給権者 統計	全数	脱退年度から14年度までの累積の生存率(1-失権率)を乗じて作成。
	地共済 性別・年齢別・退年・通退別	14年度末	組合員等 現況調査	全数	
	私学共済 性別・年齢別・ 退年・通退別	15年度末	個票	全数	待期期間における死亡を考慮している。また、加入者期間20年未満者分については年齢別年金請求割合を乗じて、待期間者数を30%程度に割り落としている。
	国民年金 被保険者種別・年齢別・ 被保険者期間別	13年度末	個票	100分の1 抽出	次の1～2を行った上で、抽出倍率の逆数を乗じて作成 1 70歳以上の受給待期者の削除 2 死亡推定者のデータの削除 受給待期者の最終資格記録時点の年齢からデータ基準年度末時点の年齢までの死亡確率を求め、これを用いて受給待期者の記録を削除する。
受 給 権 者	厚生年金 被保険者種別・年齢別・ 年金種別別	13年度末	個票	全数	加給年金等については、推計過程において、年金受給権者1人当たり加給対象者数割合を乗じることとしているため、一旦、受給権者全てに対して計上している。
	国共済 性別・年齢別・年金種別別・ 退職年度別	14年度末	年金受給権者 統計	全数	
	地共済 性別・年齢別・年金種別別	14年度末	組合員等 現況調査	全数	年度末の年金受給権者及び年度内における失権処理を行った年金受給権者
	私学共済 性別・年齢別・年金種別別	15年度末	個票	全数	
	国民年金 被保険者種別・年齢別・ 年金種別別	13年度末	個票	全数	遺族年金については、妻及び第1子に着目して推計を行っているため、この者に係る基本年金額と加給年金額に分けて計上している。

○被保険者に係るもの

被保険者に係るものについてみると、厚生年金、国共済、地共済、国民年金は、それぞれ100分の1、5分の1、20分の1、100分の1の割合で抽出し、実績に一致するように補正して作成している。私学共済については、全数調査により作成している。

○待期者に係るもの

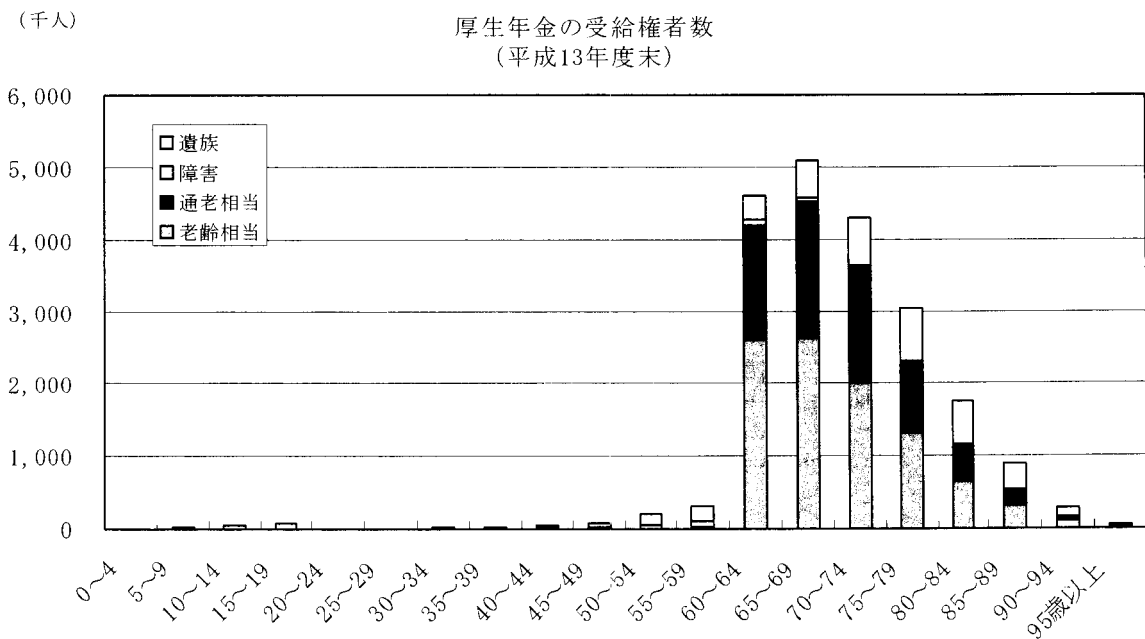
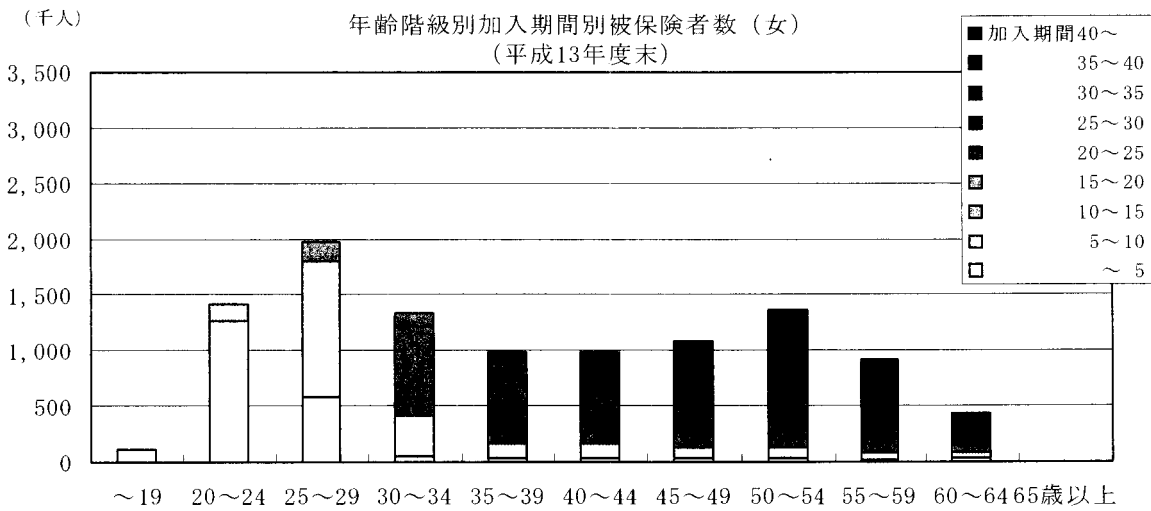
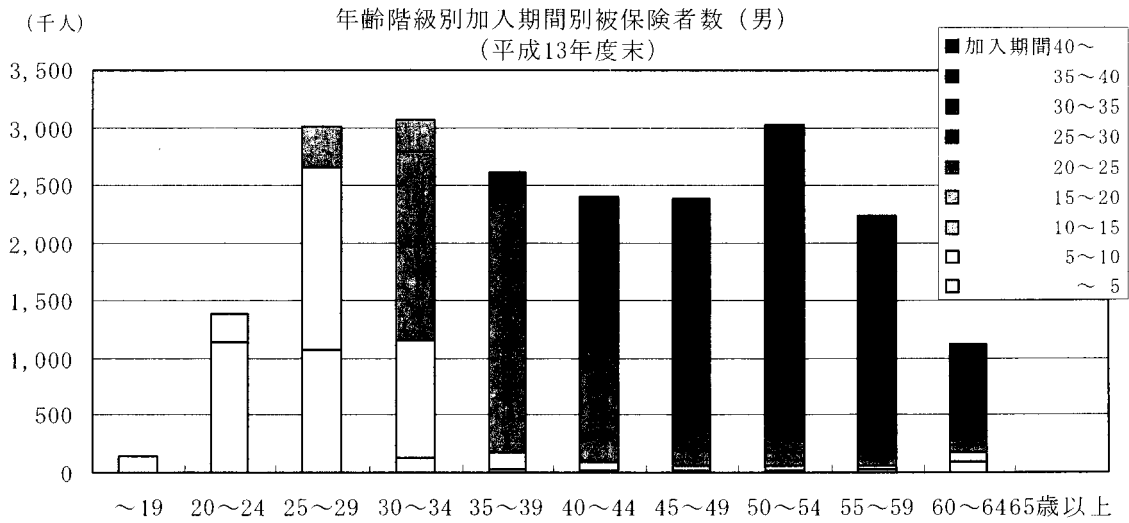
待期者に係るものについてみると、厚生年金については、100分の1の割合で抽出し、70歳以上の受給待期者の削除、待期期間における死亡推定者の削除、一人で重複して記録をもつと推定される者の記録の接合をしている。国共済では、全数について調査し、脱退年度から14年度までの累積の生存率を乗じて作成している。地共済では、全数について調査して作成している。私学共済は、全数調査により作成後、待期期間における死亡を考慮している。さらに、実績が見通しを大きく下回っていると年金数理部会が指摘をしていた加入期間20年未満者分については、年齢別年金請求割合を乗じて、待期者数を30%程度に割り落としている。国民年金については、100分の1の割合で抽出し、70歳以上の受給待期者の削除、死亡推定者の削除をしている。

○受給権者に係るもの

いずれの制度も、全数調査により作成している。

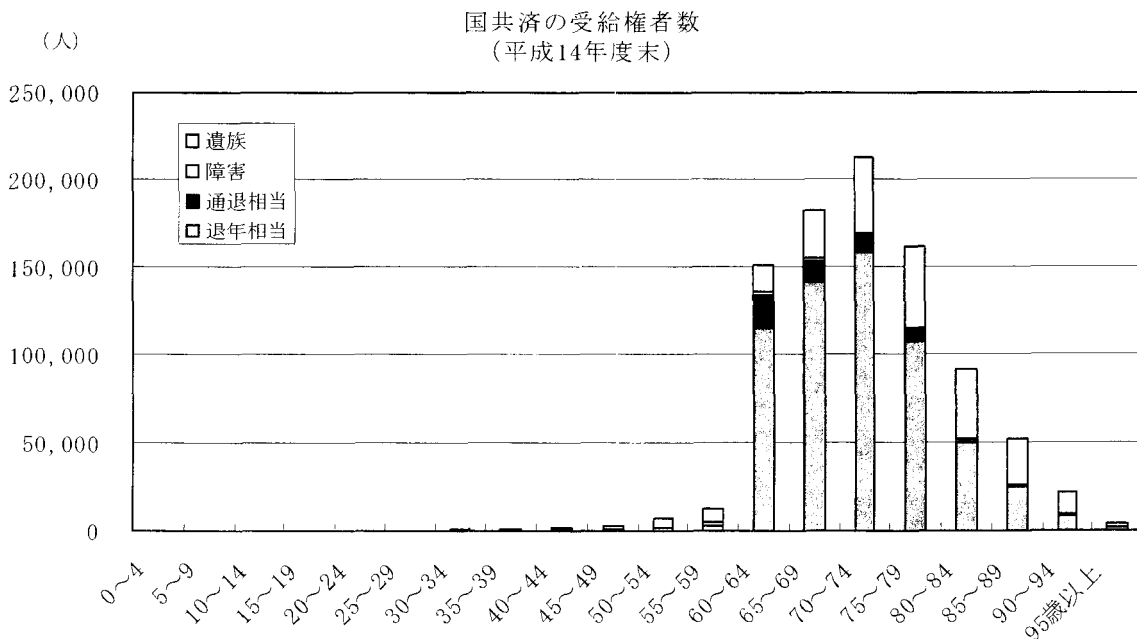
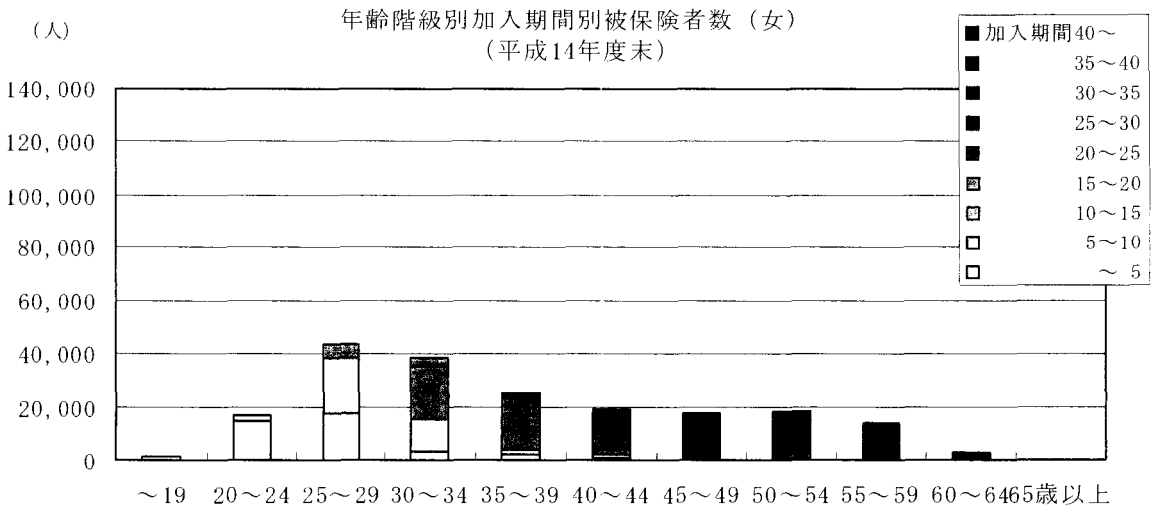
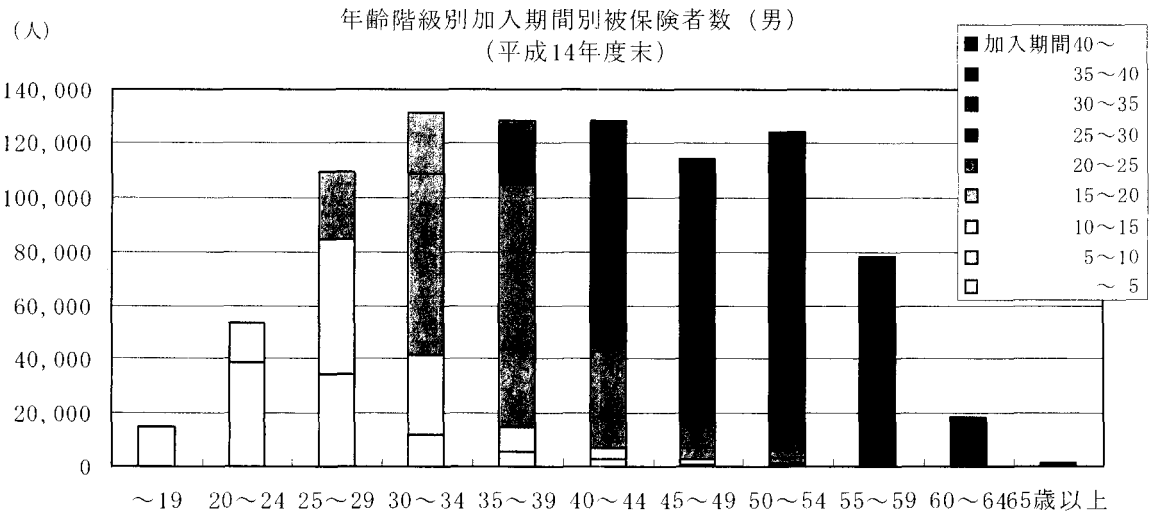
これらの基礎数は、各制度とも利用し得る最も近い実績に基づき作成されており、妥当なものだといえる。基礎数として用いられている被保険者数、受給権者数をグラフにしたのが図表5-2-3である。

(図表 5-2-3-1) 厚生年金の基礎数の概要

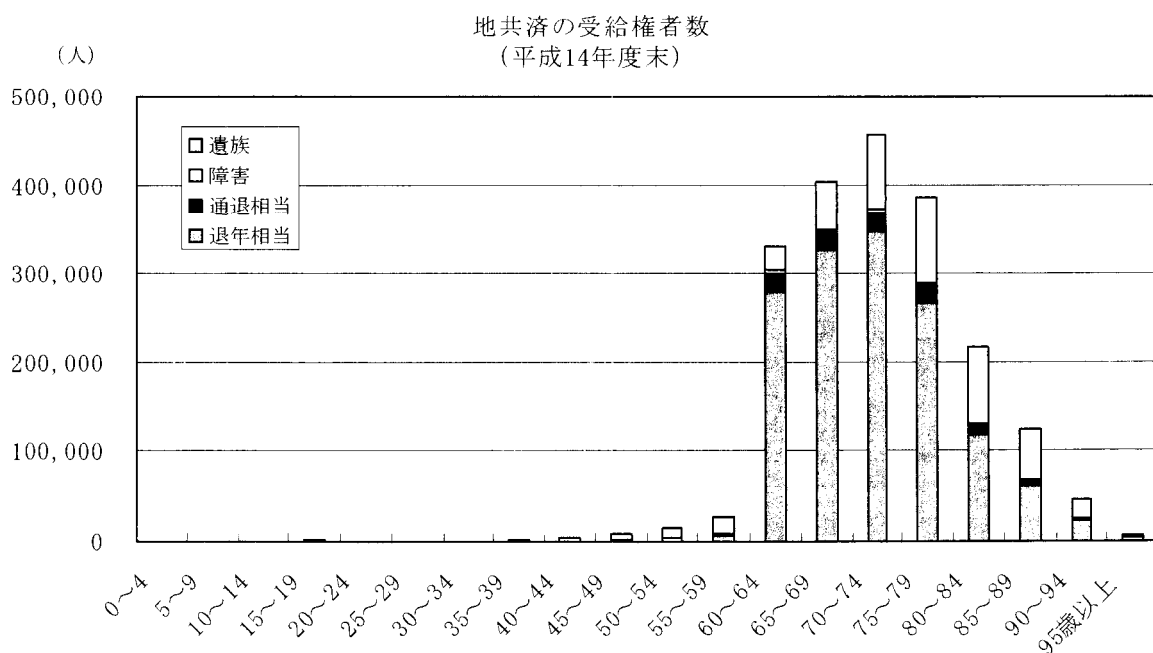
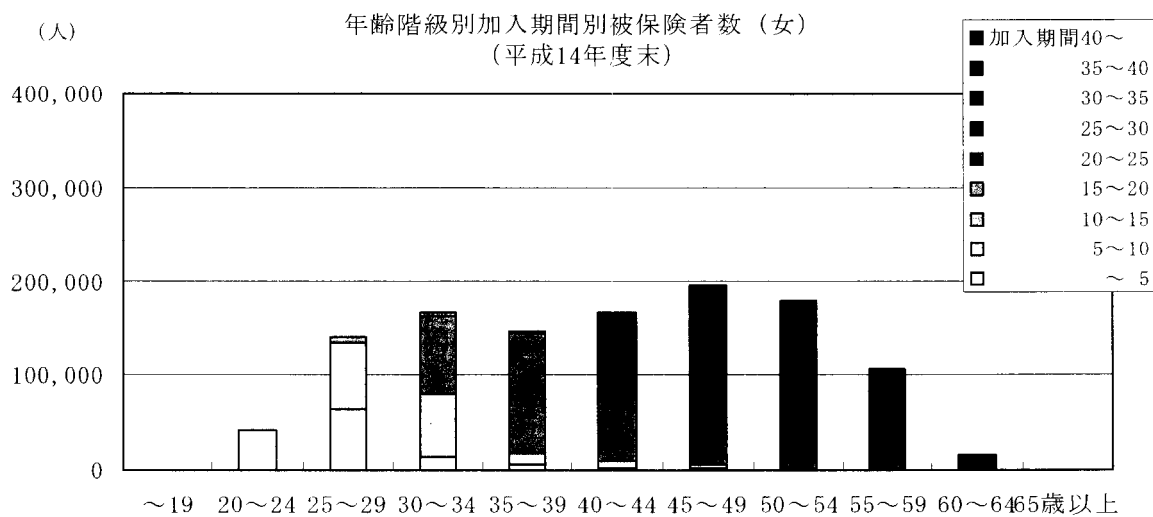
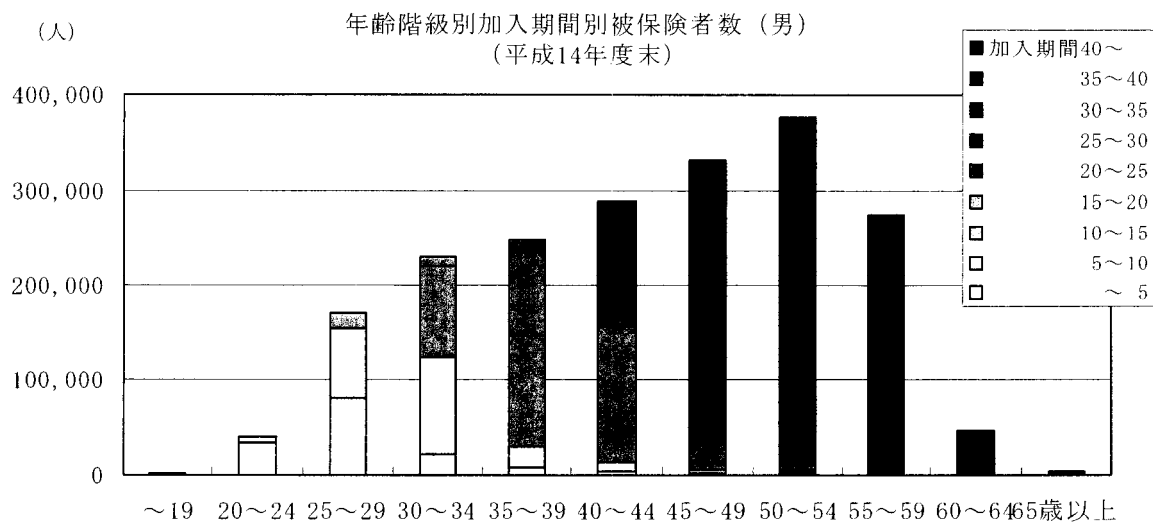


(注: 旧農林共済組合を含む)

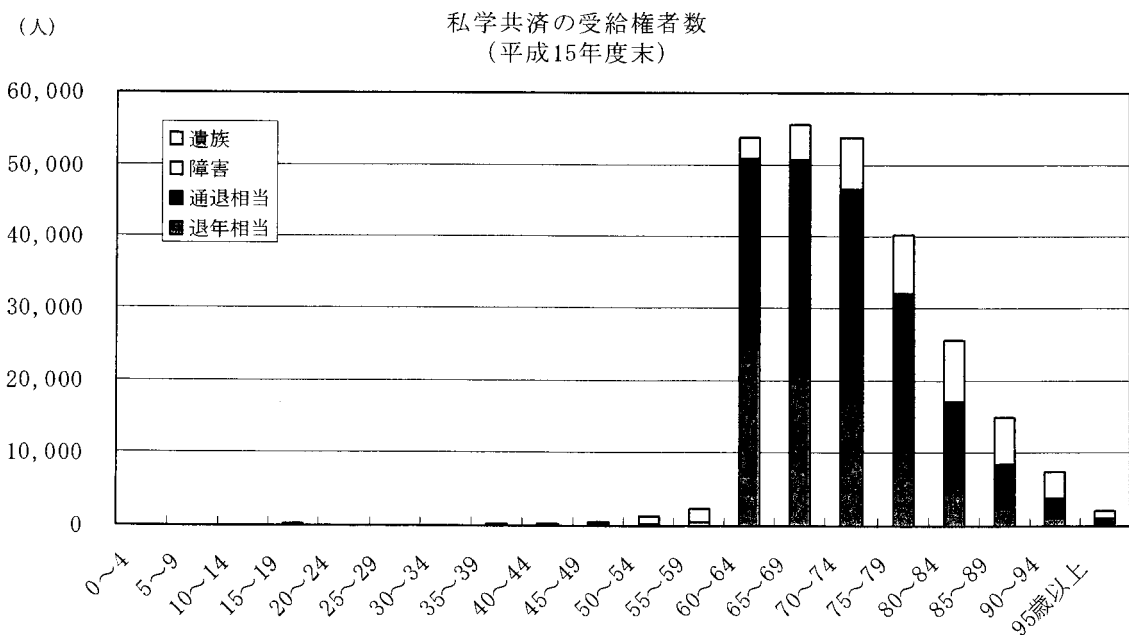
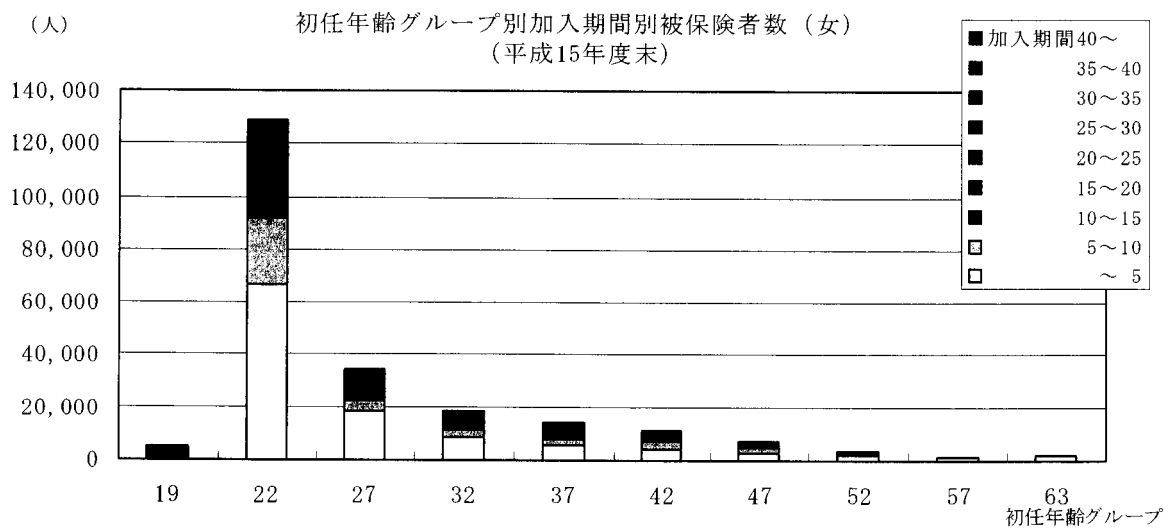
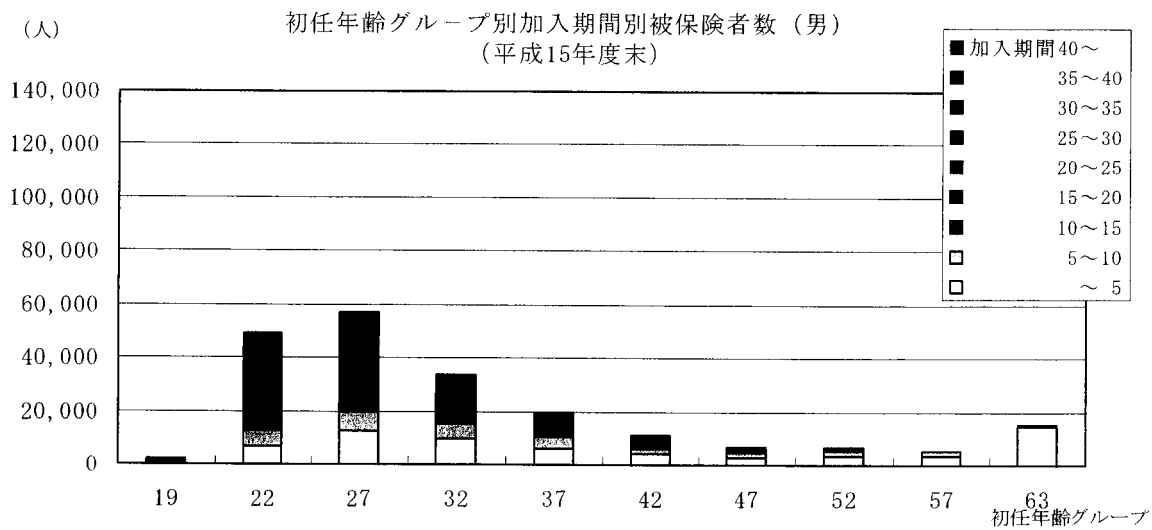
(図表 5-2-3-2) 国共済の基礎数の概要



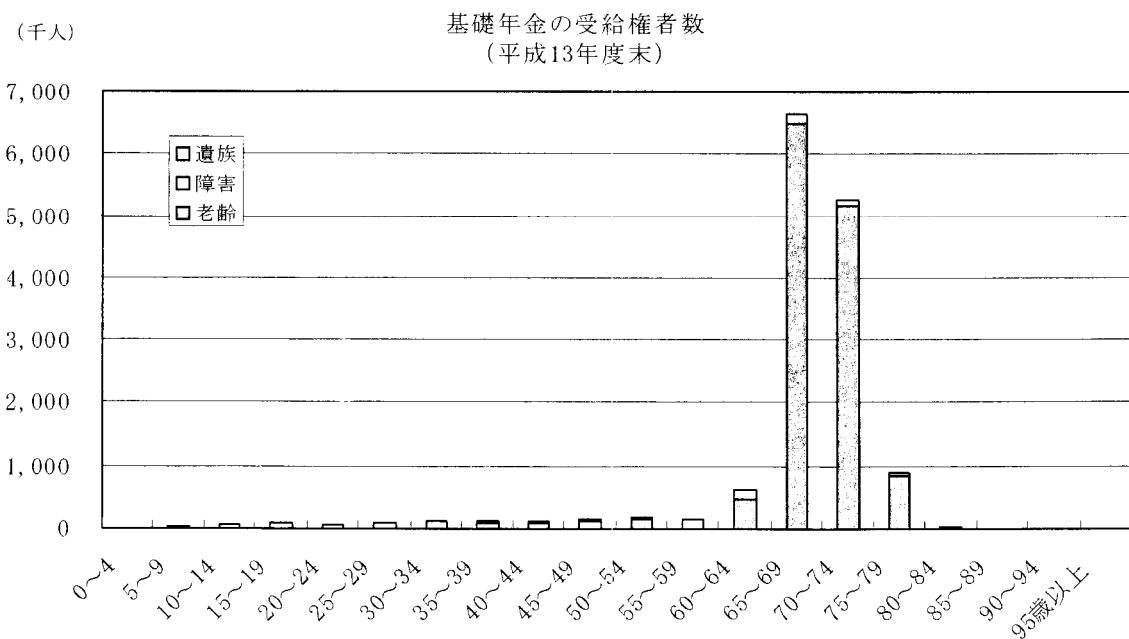
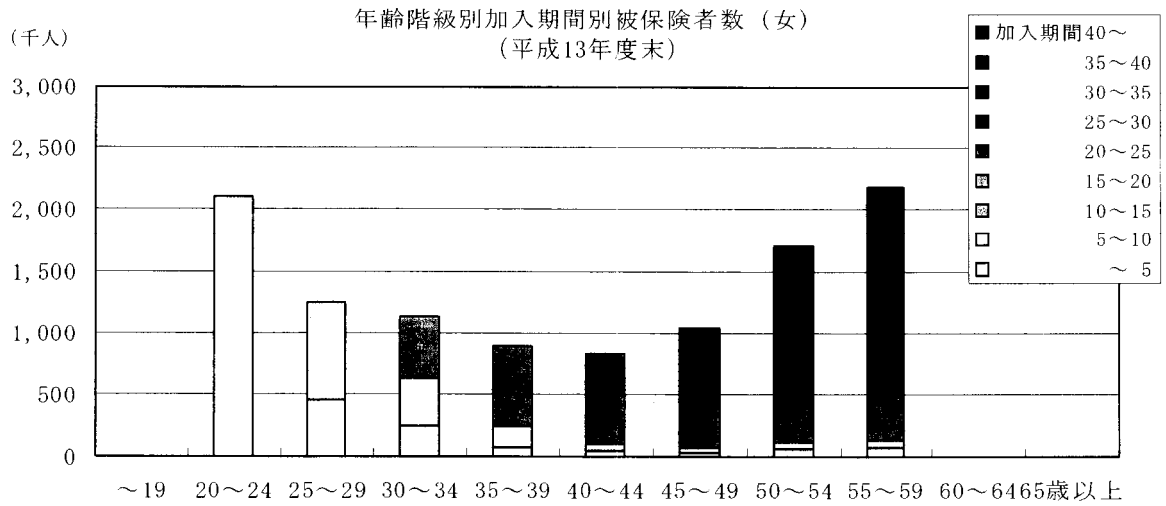
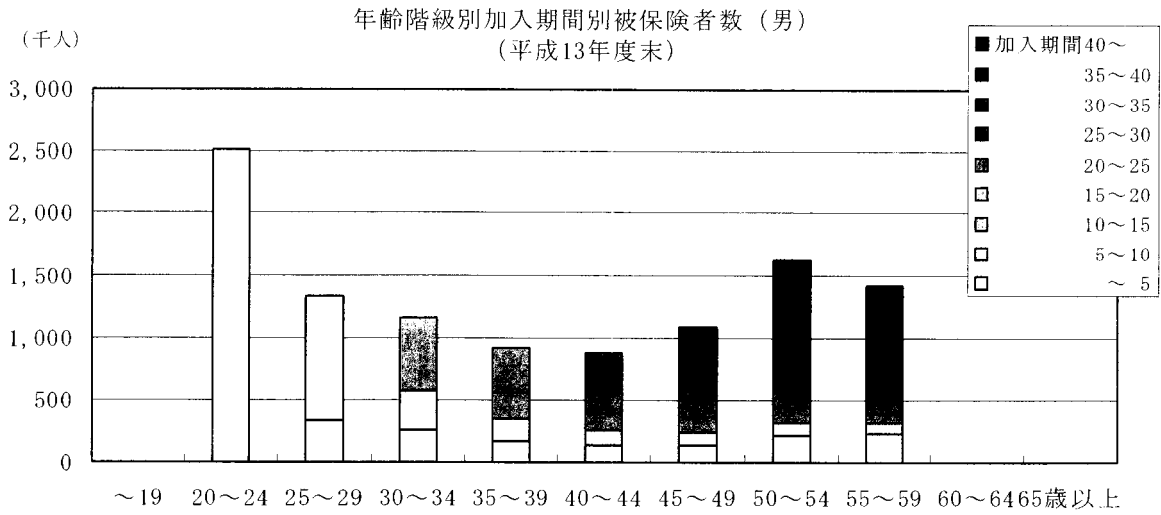
(図表 5-2-3-3) 地共済の基礎数の概要



(図表 5-2-3-4) 私学共済の基礎数の概要



(図表 5-2-3-5) 国民年金（1号）の基礎数の概要



(図表 5-2-3-6) 国民年金 (3号) の基礎数の概要

